

MKI AssetWatch サービス利用に関する約款

第1条 (目的)

この約款は、三井情報株式会社（以下「当社」といいます。）が所在地を 60 Collegeview Rd. Westerville, OH 43081 U.S.A.とする AssetWatch, Inc.（以下「AW 社」といいます。）が提供する AssetWatch 状態監視サービスを提供する際の条件について定めます。

第2条 (定義)

「本ソフトウェア」とは、AW 社が提供する回転機器の異常予兆検知に関するソフトウェア及び関連資料を指します。

「CME コンサルティングサービス」とは、本サービス用機器が収集するデータを本ソフトウェアで分析し、回転機器の異常予兆を検証し、回転機器の保全に関する提案を行うサービスです。

「本サービス」とは、本ソフトウェアの提供と CME コンサルティングサービスの提供から構成され、その具体的な内容、提供条件その他必要な条件は、「AssetWatch サービス仕様」(https://www.mki.co.jp/solution/upload/docs/AssetWatch_ServiceSpecification_.pdf 以下「サービス仕様書」といいます。)に定めるものとします。お客様は、本サービスの特性を踏まえ、自己の判断と責任において本サービスを利用するものとします

「本サービス用機器」とは、本サービス利用のために当社がお客様に貸与するすべての当社所有のハードウェア（配線、センサー、その通信機器、インターネットルーター、及び注文書に概要が記載されている機器）を総称して指します。本サービス用機器の設置場所は、日本国内の、本契約（次条にて定義）に記載の場所に限りま

第3条 (本サービスの利用契約)

- お客様が当社指定の注文書を当社に交付し、当社が注文書をお客様に対して発信したときに、当社とお客様との間に契約（以下「本契約」といいます。）が成立し、本契約に基づいて当社は AW 社に対してお客様に対する本サービス利用の申込みを行います。本約款は、本契約の一部を構成します。
- お客様は、本契約に記載の試用期間中、当社が別途提示する料金で又は無償で本サービスを利用することができます。なお、無償利用は最長で 30 日間、最大 300 センサーまでとします。

第4条 (サービス料金の支払)

- お客様は、本サービスの利用の対価（以下「サービス料金」といいます。）を、本契約に記載の条件に従って消費税・地方消費税相当額と併せて当社の指定する銀行口座へ振込みにより当社に支払います。ただし、振込みに要する費用はお客様の負担とします。
- お客様が支払期限までにサービス料金の支払いを行わない場合、お客様は、当該支払期限の翌日から完済の日までの日数に応じて、当該未払額に対し年利 14.6% 又はかかる支払いを遅滞した時点における法定利率のいずれか高い方の割合で計算した額を遅延損害金として支払うものとします。
- お客様が支払期限までのサービス料金の支払いを一度でも怠った場合、お客様が当社に対して負担している金銭債務（サービス料金の残額の支払債務を含むがこれに限られない）の全てについて当社からの通知がなくとも当然に期限の利益を喪失し、お客様は当社に対してその全てを直ちに弁済しなければなりません。
- 経済情勢の変動、為替相場の著しい変動、本サービス内容の変更、AW 社による料金改定その他によりサービス料金を変更する必要がある場合は、変更の 60 日前までにお客様に通知することにより、当社はサービス料金を変更することができるものとします。

第5条 (本ソフトウェアの利用権の提供)

- 本ソフトウェアの利用権は AW 社からお客様に対して直接提供されるものであり、本ソフトウェアの利用に関しては AW 社を本ソフトウェアの提供者、お客様を本ソフトウェアの利用者として成

立する The Master Services Agreement (<https://www.assetwatch.com/msa/terms-and-conditions> 以下「MSA」といいます。なお、名称又は URL が変更された場合は最新のものを指します。)の定めに従うものとします。

- AW 社は、MSA その他本サービスの利用にあたり AW 社とお客様の間で成立する合意に基づき、本契約の期間中、本契約に定められた目的のみに本ソフトウェアを使用するための、非独占的、サブライセンス不可、譲渡不可のライセンスをお客様に付与します。

第6条 (利用 ID 及びパスワードの発行)

- お客様は自己の責任において、当社が通知する利用 ID 及びパスワードの変更・使用・管理を行うものとし、当該利用 ID 及びパスワード（お客様自身で変更した場合を含む）を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、公開等をしたりすることはできません。
- 利用 ID 及びパスワードの管理不十分による情報の漏洩、使用上の過誤、保管不全、第三者の使用及び不正アクセス等による損害の責任はお客様が負うものとし、当社は一切の責任を負いません。なお、当該問題が発生した場合、お客様は当社に直ちに通知をしなければなりません。

第7条 (ご利用環境の整備・維持)

- お客様は、自己の費用と責任において、当社が別途定める条件にて、本サービス利用のための環境（分析結果の画面表示のためのインターネット環境を含む）を維持するものとします。
- お客様は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して本サービス用機器をインターネットに接続するものとします。また、本サービスの利用にあたり必要となる通信費用は、全てお客様の負担とします。
- お客様の設備、前項に定めるインターネット接続又は本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当社は利用ユーザーに対して本サービスの提供義務を負わないものとします。

第8条 (本サービス用機器の貸与、撤去、返却、交換)

- 本サービス用機器は当社からお客様に貸与し、また、関連資料は当社からお客様に提示します。
- お客様は、本サービス用機器を善良な管理者の注意義務をもって管理及び保管し、かつ本サービス利用の目的以外の用途に使用してはならないものとします。
- お客様は、当社の案内に従い、本契約で定めた本サービス用機器の設置場所に本サービス用機器を設置し、維持するものとします。通信障害等が発生した場合の再設置、再設定もお客様自身で行うものとします。
- 本サービス用機器の位置・方向ズレや落下により、センサーの正常計測が不可能となり又は通信障害が発生した場合、お客様自身で再設置するものとします。
- 本サービス用機器自体の不具合、老朽化、センサー電池切れの場合、当社の負担で、速やかに代替品を送付します。代替品の到着までに本サービスが使用できない場合のサービス料金の返金はいりません。
- お客様の本サービス用機器の管理中に、本サービス用機器の紛失、破壊、又は損傷があった場合、お客様は当社の請求に基づき当該機器の実費及び交換にかかる料金を支払うものとします。
- 本契約が終了又は満了した場合（第 3 条第 3 項により試用期間中及び試用期間後に利用を終了する場合を含む）、お客様は利用終了日から 20 営業日以内にすべての本サービス用機器を速やかに返却するものとします。本サービス用機器は、当社の指示に従って取り外し、梱包し、返却するものとします。

第9条 (テクニカルサポートサービス)

- 当社は、サービス仕様書に記載のとおり、本ソフトウェアの使用方法に関する問い合わせの一次窓口を提供します。
- テクニカルサポートサービスによりお客様の問題が解決されることを保証するものではありません。

MKI AssetWatch サービス利用に関する約款

第10条(CME コンサルティングサービスの提供)

当社は、お客様のために、CME コンサルティングサービスを善良なる管理者の注意をもってサービス仕様書に記載のとおり遂行する責任を負うものとします。当社がかかる注意義務をもって遂行している限り、CME コンサルティングサービスの内容及び結果等について、当社はお客様に対して何らの責任を負わないものとします。

第11条(本サービスの内容の変更)

1. 当社は、AW 社による本サービスの内容の変更により又は当社が本サービスの提供に合理的に必要と判断した範囲において、サービス内容をお客様の承諾を得ることなく、随時変更することができるものとします。
2. 当社は、サービス仕様書の内容を変更したときには、お客様に対し、最新のサービス仕様書を通知又は当社の Web サイトに掲示するものとし、当該通知又は Web サイトへの掲示以降、最新のサービス仕様書が適用されるものとする。

第12条(本サービスの停止)

1. 当社又は AW 社は、メンテナンス等本サービス提供のために必要と判断した場合、お客様に通知することなく、本サービスを停止又は変更することがあります。但し、この場合、当社はお客様に対し、停止又は変更に至った事情等を事後的に説明するものとします。
2. 当社は AW 社は、お客様が本契約の定めに違反した場合、本サービスの全部又は一部の提供を一時停止又は終了できるものとします。
3. 前二項に定める事由のいずれかにより本サービスが停止したことによりお客様が損害を被った場合であっても、当社又は AW 社は一切責任を負わないものとします。
4. 当社又は AW 社がお客様の本サービス利用を一時停止した場合であっても、サービス利用の再開にあたり、当社は当該アカウントの再アクティブ化料金とし停止期間のサービス料金の 50% をお客様に請求することがあります。

第13条(本サービス提供の廃止)

1. 当社は、当社が本サービスの提供を廃止すべきと合理的に判断した場合、本サービスの提供を廃止できます。
2. 前項の場合、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第14条(データの権利)

1. お客様は、本サービスの実行中に本サービス用機器によって生成され本ソフトウェアによって記録されたすべてのデータ(以下「収集データ」といいます)を所有するものとします。当社又は AW 社は、データの分析を実行する権利及びすべての分析結果に関する権利を所有するものとします。
2. 当社又は AW 社は、収集データに基づいて本サービスにより分析した結果及びお客様向けのレポート(口頭及び書面を含み、以下「レポート等」といいます)について、非独占的、永久的、取消不能な権利を所有し、お客様に対し、レポート等を非独占的、永久的に使用する権利を付与するものとします。
3. お客様は、集約化され匿名化された収集データについて、当社又は AW 社が費用を支払うことなく本サービス提供の目的以外(機械学習活動を含む)で使用することを承諾します。

第15条(監督責任)

お客様は、本サービス利用に関して、お客様の従業員(以下「ユーザー」といいます)をして、本規約を遵守するよう監督するものとし、ユーザーの意思表示、通知、その他一切の行為について責任を負います。お客様は、ユーザーによる本規約の違反を認識した場合には、当社に対し、速やかに通知するものとします。

第16条(再委託)

当社は、本サービスの提供に関して、全部又は一部の業務を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。

第17条(本契約の契約期間)

本契約の契約期間は、注文書に記載のとおりとします。ただし、当該契約期間末日の 90 日前までに更新しない旨の書面による通知が無い限り、本契約は同一の期間、自動的に更新されるものとし、以後も同様とします。

第18条(中途解約等)

お客様は、本契約の一部又は全部の中途解約並びに本契約のサービス料金減額を伴う変更はできないものとします。

第19条(利用 ID 数又はセンサー数の変更)

1. お客様が利用 ID 又はセンサー数の追加を希望する場合、追加申込又は本契約の変更手続き(当社所定の方法によります)を行うものとします。
2. サービス料金は月額単位であり、月途中での利用 ID 数の追加又はセンサー数の追加の場合であっても、サービス料金の日割り計算は行わないものとします。

第20条(知的財産権)

本契約は、本サービスに関する著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他一切の知的財産権を甲に移転するものではなく、本サービスに関する知的財産権は、当社、AW 社又は第三者に帰属するものとします。

第21条(秘密情報の取扱い)

1. お客様及び当社は、本サービスの提供又は利用のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面(電子的形式を含む。以下、本条において同じ。)により秘密である旨指定して開示した情報、口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後 14 日以内に書面により内容を特定した情報又は本契約の存在もしくはその内容(以下、総称して「秘密情報」といいます)を第三者に開示又は漏洩してはなりません。ただし、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではないものとします。また、お客様及び当社は、秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求した上で開示することができます。
 - ① 開示を受けた際、秘密保持義務を負うことなく既に自己が保有していた情報
 - ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
 - ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発又は入手した情報
 - ④ 本契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報
2. 秘密情報の開示を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとします。
3. お客様及び当社は、秘密情報について、本契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約の目的の範囲を超える複製又は改変が必要となるときは、事前に相手方から書面による承諾を受ける。
4. お客様及び当社は、秘密情報を本契約の目的のために知る必要のある自己の役員及び従業員、弁護士、公認会計士その他の法令上守秘義務を負う専門家に限り開示できる。また、当社は、第 16 条(再委託先)に基づく再委託先及び AW 社に対して、秘密保持義務を課した上で本サービス提供に必要な範囲で秘密情報を開示できるものとします。
5. 本条に基づいて提供を受けた秘密情報が本件業務の遂行上で不要となった場合又は当該秘密情報を開示したお客様又は当社(以下「開示者」という)からの要求があった場合、当該秘密情報を受領したお客様又は当社は、遅滞なく開示者に返還し、又は開示者の指示に従って処分します。
6. 本条の規定は、本契約の終了後 1 年間存続するものとします。

第22条(個人情報)

本サービスの提供に際しての個人情報の取扱いがある場合、当社は当社の「プライバシーポリシー」に基づき個人情報を取扱うものとします。

第23条(非保証・免責)

1. 本ソフトウェアは、AW 社からお客様に対して直接提供されるものであり、AW 社による本サービスの提供又はその内容(本サービスの利用権の提供、本サービスの内容、その停止及び中止を含むがそれに限られない)に関して当社は一切その責任を負わず、お客様は理由の如何を問わず本契約に定めるサービス料金の支払いを免れることはできません。
2. 当社は、お客様に対して、本ソフトウェアについて、誤り、動作不良、エラーもしくは他の不具合が生じないこと、第三者の権利を侵害しないこと、商品性、お客様もしくは第三者の特定の目的への適合性、又は本契約に明示的定めのない他の事項について、何らの保証もしません。ただし、当社に故意又は重大な過失がある場合にはこの限りではありません。

MKI AssetWatch サービス利用に関する約款

3. お客様が本サービスの利用について支払った対価に関する返金については、MSA その他本サービスの利用にあたり AW 社とお客様の間で成立する合意に基づき、AW 社とお客様との間で決定されます。当社は、本サービスの利用にあたりお客様が支払ったサービス料金について、いかなる場合であっても、返金義務を負う立場にはなく、AW 社によるお客様への返金につき責任を負いません。
4. 天災地変、戦争、暴動、内乱、テロリズム、疫病、その他の不可抗力、法令の制定又は改廃、公権力による命令又は処分、争議行為、労働力の不足、輸送機関、通信回線等の事故、AW 社に生じた事由（債務不履行を含むがこれに限られない）、その他当社の責に帰することができない事由による本契約の全部又は一部の履行遅滞又は履行不能については、当社は責任を負いません。
2. 本契約の成立、効果、履行及び解釈は日本法に準拠します。

第30条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、お客様及び当社間にて誠意をもって協議し、円満に解決するものとします。

以上

第24条（損害賠償）

1. 債務不履行責任、不法行為責任その他法律上の請求原因の如何を問わず、当社が本サービスに関してお客様に対して負う損害賠償責任の範囲は、直接かつ現実に被った通常損害に限定され、損害賠償の累計総額は、当該損害が生じた時点までの12ヶ月間に当社が受領したサービス料金を超えないものとします。なお、当社は、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害ならびに逸失利益等の間接損害については、損害賠償の責を負わないものとします。
2. 本条に定める損害賠償請求は、本サービスの終了日から1年間が経過した後は行うことができません。

第25条（解除）

1. 当社は、お客様が本契約の規定に違反し、書面により相当の期間を定めて催告してもなお、当該違反行為が何ら是正されない場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。但し、当社又はお客様は、相手方に銀行取引停止処分もしくは仮差押その他強制執行の申し立て等の信用不安が生じもしくはその恐れがある場合、又は法的整理もしくは任意整理のいずれかが開始されもしくはその恐れがある場合、相手方に対して何ら通知催告することなく、直ちに、本契約の全部又は一部を解除できます。
2. 前項の規定に基づく解除が行われた場合、当社はお客様より受領済のサービス料金の返金を行わないものとし、当社の未受領のサービス料金がある場合、その支払い及び損害賠償の請求が妨げられるものではありません。
3. お客様が本サービスの契約期間の途中で本契約の解除を希望する場合、お客様が当社の請求に従い、当社が被った一切の損害、負担した一切の費用及び契約期間満了日までのサービス料金の未払金がある場合にはその全てを支払うことを条件に本契約を解除できるものとします。

第26条（本約款の変更）

当社はお客様に通知又は当社の Web サイトに掲載することにより、本約款を変更することができるものとします。

第27条（完全合意）

本契約は本件業務の取引に関する当事者間の合意事項のすべてであり、口頭によるものと書面によるものとを問わず、本契約締結以前に成立した当事者の合意はすべてその効力を失うものとします。

第28条（反社会的勢力の排除）

1. お客様及び当社は、自ら並びにその役員及び従業員が、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業又は団体、総会屋もしくはその他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）でないこと、並びに、反社会的勢力を利用していないこと又は反社会的勢力と連携しての行為もしくは活動に関与していないことを表明し、保証するものとします。
2. お客様及び当社は、前項に違反する事実が判明した場合には、相手方に直ちに通知するものとします。

第29条（合意管轄及び準拠法）

1. 本契約に関し、裁判の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。